

平成 3 0 年（ 2 0 1 8 年）

1 1 月 那 覇 市 議 会 臨 時 会

議 案 書

平成 3 0 年 1 1 月 1 4 日

平成30年(2018年)11月那覇市議会臨時会付議事件名

議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
議案第110号	訴えの提起について	建設委員会	まちなみ共創部 まちなみ整備課	1
報告第30号	専決処分の報告について(車両物損事故)	総務委員会	消防局 総務課	3
報告第31号	専決処分の報告について(学校事故)	教育福祉委員会	生涯学習部 施設課	5

訴えの提起について

平成 28 年（行ウ）第 14 号 換地処分取消請求事件について控訴の提起をするので、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求める。

平成 30 年 11 月 14 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

1 当事者

控 訴 人（第 1 審被告）那覇市

被控訴人（第 1 審原告）原告選定当事者 浦添市在住

2 第一審事件名

平成 28 年（行ウ）第 14 号 換地処分取消請求事件

3 事案の概要

本件は、那覇広域都市計画事業真嘉比古島第一地区土地区画整理事業の施行者である那覇市に対し、地権者の相続人である原告において、平成 11 年 1 月 22 日付けで行った、原告所有の土地についての換地処分取消の請求である。

原告は、本件換地処分は、擁壁中途に換地線があり換地線に合わせた造成工事（擁壁工事）を行っておらず、造成工事未了のまま換地処分がされていることは違法であり、換地処分取消を求める事案である。

平成 30 年 10 月 31 日那覇地方裁判所において、本市が本件換地線に沿った擁壁工事等の造成工事を行わないまました本件換地処分は、他の権利者と比較して著しく不利益で違法であるとする判決が下された。

4 控訴の趣旨

(1) 原判決（違法）を取り消す。

(2) 訴訟費用は第一審、第二審を通じて被控訴人の負担とする。

5 事件に対する取扱い及び方針

必要がある場合は、訴えの取り下げ、和解又は上告するものとする。

6 管轄裁判所

福岡高等裁判所那覇支部

（提案理由）

原判決では、本市が、「本件換地線に沿った擁壁工事等の造成工事を行わないままにした本件換地処分は、他の権利者と比較して、著しく不利益であって、不公平なものである。」として違法であるとされたが、本市としては違法でないと考えてるので控訴するため、この案を提出する。

専決処分の報告について（車両物損事故）

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 30 年 11 月 14 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分する。

平成 30 年 10 月 19 日

那覇市長 城 間 幹 子

1 事 件 名 車両物損事故

2 賠償の相手方

及び賠償額

相 手 方 那覇市寄宮在住

賠償額 220,687 円

3 和 解 事 項

(1) 那覇市は、賠償の相手方に対し、過失割合を 10 割として上記の賠償額を支払う。

(2) 那覇市と賠償の相手方は、今後本件に関しては双方共裁判上又は裁判外において一切異議、請求の申立てをしないことを誓約する。

専決処分の報告について（学校事故）

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 30 年 11 月 14 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分する。

平成 30 年 10 月 31 日

那覇市長 城 間 幹 子

1 事 件 名 学校事故

2 賠償の相手方

及び賠償額

相 手 方 浦添市仲間在 法人

賠償額 49,140 円

3 和 解 事 項

- (1) 那覇市は、賠償の相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として、上記の賠償額を支払う。
- (2) 那覇市と賠償の相手方との間には、上記賠償額のほか、一切の債権債務関係がないことを確認する。

